



修郎先生の事件簿3

清水康平

～就労ビザ専門会社の現場から～

佐生修郎（さしゅう・しゅろう）は就労ビザ専門会社で働くコンサルタント。現場で起こる予期せぬトラブルと複雑怪奇な制度の狭間で日々課題解決を推進している。制度の読み解きと現場感覚を武器に、数々の困りごとを解決してきた。座右の銘は「当たって砕けず」。

大谷翔平 大変だ、大変だ、阿部社長が突然に交代することになった。

佐生修郎 就任当初から会社業績を大幅に伸ばした敏腕社長の慎之介君が本帰国か。

大谷 僕も急な決定で少し驚いている。社長交代は一般社員の交代と比べて考慮する点が多いと聞いている。社長交代について詳しく教えてよ。

佐生 よし、整理している。まず、知っておくべきことは、後任社長（PD）向けの就労ビザは直ぐには申請が開始できない。取締役やコミサリス向けの

ビザ申請は「定款（ART A）の変更および法務人権省への登記」が先に完了していることが前提となる。

大谷 まずは「定款変更及び登記」が先で「就労ビザ申請」がその後ってことだね。ということは、定款変更でPDに就任済みでも、実際にPDとして就労が出来るようになるのはまだまだ先でズレがあるってことかな？

佐生 さよう。定款変更と登記で会社法上のPD就任、IMTA発効で労働法上のPD就任となる。インドネシア人であれば、会社法だけを考慮すれば良い。定款変更・登記すればそれだけでPDとして就労が出来る。一方、外国人の場合は労働法にも縛られる。つまり就労ビザで入国しIMTA就労許可証が発効した時点で初めて就労が可能となるのだ。

大谷 外国人はPDとしての就労が出来るようになるまでに余計に時間と手間がかかるのだね。

佐生 会社法と労働法とが噛み合っていない制度設計になってしまっている。インドネシア特有の現象とも言えるね。

大谷 とにかく、すぐに変更定款と登記を完了させるよう動くよ。登記が終われば、すぐに新社長のビザ申請開始だね。

佐生 いや、もう一つ重要なポイントがある。社長や所長としての就労許可証は同一スポンサー内で一人しか保有できないという点だ。つまり阿部現社長の就労許可証を取り消さない限り、新社長の就労ビザの申請手続きが開始できない。そして、就労許可証を取消すためにはEPO（ITAS取消）が求められる。

大谷 ええっ、新PDの就労ビザプロセス開始の前に阿部社長のEPOが必要ということ、社長不在期間が発生してしまうよ。二人が同時に同じ社長というポジションで就労許可証が持てないのは、理屈はわかるけど、人員交代の時くらいは重複を認める特別措置があっても良いよね。

佐生 まさしく。特別措

置を陳情した経緯はあるが当局としてはそこまで考慮してくれないのが現実だ。

を委任して対応するのが一般的だ。

法も検討できたらよいね。大谷 就労ビザで入国する方法とC18ビザからのITASコンバーションの方法と双方のスケジュールを作成してもらったことにするよ。

佐生 取締役以上の場合は労働省の審査の関所である「EXPOSEインタビュール（ZOOM面談）」が免除される。他省庁で既に承認された立場であるため、労働省としても否認しにくいようだ。労働省での手続き（RPTKA就労枠とIMTA就労許可）は約16営業日となる。

佐生 一点、C18ビザでの滞在中は未だ就労許可証が発効していないので社長としての署名行為など正規就労ができないのでそこは注意しておいてね。

大谷 あのEXPOSE面談は指定日に審議官が現れず延期になることも多かったから、免除はスケジュールが立てやすく助かる。

大谷 今回のRPTKAのメスを機にイミグレやインドネシア全体が良い方向に動けばいいね。

佐生 だが、その後イミグレ総局でのビザ取得所要時間が読めないところがある。

佐生 どうだろうな。独立してから80年余。長い年月で根付いてきた文化や社会意識を変えるのは容易ではないかもね。良く変わったらラッキーくらいに考えている。どうあれ地球は回り続けている。だから、目の前の現実に対応していくだけだ。

大谷 ええっ、以前は5営業日で取得できたよね？もしかして、KPK（汚職撲滅委員会）がイミグレを捜査している事が影響している？

しみず・こうへい 大 学時代にバンドン工科大 学への留学を経験。卒業 後は姫路市役所に入庁 し、公共インフラ整備に 携わる。その後、再びイ ンドネシアとの縁に導か れ、2024年12月FP Cインドネシア入社（マ ーケティングアドバイザー）。兵庫生まれ、29 歳。

社長交代？！

佐生 さよう。計8人がKPK容疑者として身柄を拘束されイミグレ総局内に激震が走ったようだ。一部の職員は事情聴取等に時間を取られ、通常業務に遅延が出ている。さらに「エクスプレス処理の停止」がSNSで発表された。現在は8〜10営業日程度を見込んでおくべきだろう。

※本連載は、実際に起きた事例を参考に、インドネシアに滞在、就労する上で気を付ける点について説明するもので、登場人物や事象はフィクションです。実際の事案に対応する場合は、専門家に相談の上、各自のご判断でご検討ください。

大谷 うわー、それは影響が大きいな。希望的観測を捨て、現実的なスケジュールを組むことが大事になってくるね。

「修郎先生の事件簿3」は、原則、毎月第1水曜日に掲載します。

佐生 入国を早めたい場合には、C18就労予定者トライアルビザなどのビジネスビザで先に入国し、インドネシアに居ながらにしてITASへコンバージョン（ステータス変更）する方が

佐生修郎 心得えの条

- 一 取締役の就労ビザ手続き開始は、定款変更と法務人権省への登記完了が前提となる。まずは定款変更でフォークスすること。
- 二 社長枠の就労許可証は、同一スポンサー企業で一人しか保有できない。後任社長の手続きを開始するには現社長のEPOが必要となるため、社長不在期間が発生する。委任状などで対応すること。

実務では、現社長のIMTAが有効なうちに、委任状を作成し、他の誰かに権限